平成２６年（フ）第３６８号
栃木県芳賀郡市貝町大字文谷1226番地１　小貝南団地９－Ｂ
債務者　髙橋三四郎
１　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６９号
栃木県芳賀郡市貝町大字文谷1226番地１　小貝南団地９－Ｂ
債務者　髙橋　春美
１　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７３号
栃木県宇都宮市野沢町105番地　県営野沢住宅５号棟22号室
債務者　黒田はつ子
１　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３６号
東京都昭島市上川原町１丁目12番２号さかえ荘101号
債務者　小林　和行
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
北海道帯広市西16条南５丁目５番16号　スプルート16．301号室
債務者　松下　　進
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
北海道中川郡本別町弥生町40番地27
債務者　吉川麻衣子
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
北海道帯広市東５条南11丁目18番地２　フラッツ芙庵302号室
債務者　細川　淳一
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７５３号
福岡県大野城市乙金東１丁目15番10号
破産者　有限会社オフィス・ナル
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７４号
福岡市中央区警固２丁目16番20号
破産者　株式会社大隆
１　決定年月日　平成26年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６号
石川県鳳珠郡能登町字小木15字８番地の１
破産者　有限会社マルゲン小木店
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１９０号
長野市篠ノ井岡田1793番地１
破産者　有限会社三上設備工業
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０５号
福岡市早良区西新３丁目15番９号
破産者　株式会社ラトリエ・ドゥ・フラウ
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６号
秋田市雄和田草川字太田25番地１
破産者　有限会社泉秋軒
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１５号
新潟市北区松浜新町32番25号
破産者　有限会社名目所建設
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８８号
長野県中野市大字中野1593番地
破産者　信州建託有限会社
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
長野市戸隠豊岡3771番地の３
破産者　有限会社カントリー・ホームズ
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
広島市中区新天地１番28号
破産者　有限会社飛鳥鮨
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
愛媛県松山市道後湯之町17番14号
破産者　株式会社ダック松山
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部